

厚岸町規則第19号

厚岸町職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町職員単身赴任手当支給規則（平成2年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第5条第7号中「給与条例の適用を受ける職員以外の国家公務員、他の地方公共団体の職員その他町長が別に定める者から引き続き給与条例の適用を受ける職員」を「新たに給与条例の適用を受ける職員」に、「と、」を「と、「第2条」とあるのを「前項と、」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

給与条例第16条の8第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の厚岸町職員単身赴任手当支給規則の規定は、この規則の施行の日前に新たに厚岸町職員の給与に関する条例（昭和26年厚岸町条例第1号）の適用を受ける職員となった者にも適用する。